

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。私も弁護士です。で、多分そんなに厳しいことは言わないと思います。

先ほどのお話の中で、冒頭、司法改革は期待していたほどではない、あるいは冤罪防止は後退しているということでした。そうしたことから考えると、堀江さんはこの法案には反対というふうに理解したんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

○堀江参考人 いや、一部反対、一部賛成ということ。特に証拠開示請求に関して言うとかなり前進したと思いますので、もっとよくなるってほしいんですけれども、一部賛成ということ。賛成、一部反対と。

反対の部分というのは、先ほどのお話だと、司法取引のところとか保釈要件のところが出てきた

かと思いますが、ほかに何かございますか。

○堀江参考人 僕は、証拠開示請求以外の部分というのは、ほかも基本的に余り前進していないと思います。むしろ後退している部分が多かったように感じます。

例えば、捜査の可視化であったりとかそういった部分も、一部、独自捜査事件であったりとかそういうところに限るみたいな話もありますし、何か、機器の問題でコストがかかるからとか何とか言っていますけれども、そんなことは多分ないと思いますので、もっと安い機材を使って安く保存することは今の技術を使えば僕は可能だと思っていますので、全事件に対して、被疑者だけではなくて、任意で取り調べをしているような周りの人たちの取り調べの方が実は重要だったりするので、それこそ、検察官が取り調べるのは全部録音、録画すべきであるというふうには感じますし、もっと言うと、弁護士を全部同席させてもいいように制度改革をすべきだと思っています。

あと、通信傍受の問題に関して、一部、例えばオレオレ詐欺であったりとか、そういったところの通信を事前に傍受して捜査をすることというのはいいと思いますけれども、その範囲が余りにも広過ぎるなど。これは、全てに拡充されてしまうおそれがあるので、ここに関しても憂慮しております。

以上です。

○階委員 我々も悩んでおりますのは、この法案というのは、方向性としては正しいものと、むしろ冤罪防止という意味でマイナスに働くものと、

玉石混交といいますが、いろいろなものが出て一つ一つの法案で、それで賛否を決めると言われているわけですね。

私たちは、そうじゃなくて、一つ一つテーマを分けて賛否を語るべきだ、法案も分けて賛否を語るべきだと言っております。しかしながら、今現状を前提としますと、この一括した法案について賛成か反対かということを決めざるを得ないわけです。

今、堀江さんのお話を聞いていますと、問題点は多々あるということをおっしゃったわけでございまして、そういうことからすると、全体として仮にどっちか選べというふうに言われたら、どっちなのかということを決めて教えていただけませんか。答えられる範囲で。

○奥野委員長 それは誘導尋問のようであって、余り芳しくないですね。

堀江参考人、率直に言うてください。

○堀江参考人 ここで審議を尽くされて、少なくとも、私は、保釈と司法取引について私が言っているような形で、保釈については、刑事訴訟法第八十九条の第四号項の部分の修正をちゃんとやれば僕はいいいと思いますし、司法取引に関しては、全ての被疑者、被告人というか、共犯者、主犯格も含めてその制度を利用できるようにすれば私はいいいと思いますので、そこさえ修正すれば、私は賛成です。そこさえ修正すれば。

○階委員 ちょっとテーマをかえすけれども、マスコミが注目していない、国民生活にかかわることだけれども注目されていない理由の一つに、

司法取引という制度を導入するんですが、法案上は、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」という、聞いても何だかよくわからないようなネーミングがされているということが一つ理由にあると思うんですね。

私は、もっとわかりやすい、つまり、国民にとって、これは危ないよね、ちゃんと考えなくちゃねというふうな注意喚起できるようなネーミングをすべきではないかと。

例えば一つの案として、密告奨励型司法取引だとか、何か、国民の耳目を引きやすいようなネーミングにすべきだと思うんですけども、堀江さんは発信力があるので、もし、この司法取引、今回のタイプの司法取引について新たなネーミングをするのであれば、どんなことを考えられますか。

○堀江参考人 それはなかなか難しい話なんですけれども、一方通行なんですよ。これは本来の司法取引では多分ないと思うんですね。フェアではない司法取引制度であります。これは圧倒的に主犯格が不利になります。そこをより強調した形で言うべきかなと思います。

— 何でこんな話になったのか僕はちよつと理解がしがたかったんですけども、そちらに関してはもうちよつと厳しく詰めるべきなのかなと。多分、多くの人たちが理解していないのでこんなことになっちゃったんじゃないかなと私は思っています。○階委員 一方通行型とかフェアではない司法取引ということは、堀江さんの言葉として出てきたと思います。

おっしゃるとおりでして、七月七日のこの委員会で、政府参考人の答弁で、今回のこの司法取引は、組織的な犯罪等の解明を図るために利用されるものでございまして、末端の実行者を初めとする下位の関与者から首謀者等の上位の関与者に関する供述等を得ることを主眼とするものであるという明確な答弁がされているんですね。

まさに一方通行型で、主犯格にとつてみると、先ほどお話がされていましたが、特に身柄拘束下において、末端の人から見ると、自分がやったかやらないかということですから、本当はやっていないのにやったと言いたくなるような状況であるから、なおさら主犯格がやったかやらないかということについては、自分とは関係ないことですから、多少良心の呵責はあるにせよ、自分がやっていないことをやったと言うことよりはハードルは低い。つまり、虚偽の供述がなされる可能性が高く、冤罪の可能性も高いというふうに考えるんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○堀江参考人 そのとおりだと思います。現状でも起訴便宜主義なんかを使ってそういう状況になっておりますが、それが助長される。これは実はずごく危険なことで、私は、ブログであったりとかメディアを通じてそういったことをずっと訴えてきました。でも、誰も聞いてくれません。主犯格は悪いものだというふうに思っているのかもしれないんですけども。

先ほどの、僕の事件はとりあえずおいておいて、村木さんの事件、郵便不正事件に関して言うと、司法取引制度がないにもかかわらず、元係長さん

は全く事実無根のことを、検察官に誘導されたにせよ、それを証言してしまつて供述調書をとられたわけですけども、それが、要は、罪を減じるよ、あなたは執行猶予になるよとか、あなたを不起訴にするよとかというふうに言われたら、ほい、みんな、特に逮捕されると、あるいは逮捕の危険をちらつかされると、ほとんどの人たちはころつと行ってしまふと思います。特にホワイトカラーの人たち、ホワイトカラーの普通の労働者、労働者というか社員みたいな人たちというのは、本当にそういう状況には非常に弱いので。

だから、私は、セットだったらいいと思うんですよ。ターゲットとされている人たちも、執行猶予にするんだつたら認めますよとか。攻められたら、これは防衛しづらいというか、できない。実質的に被害がない、ほとんどないというふうな状況であればいいかなというふうに、車の両輪なので、片方がないと、僕は、多分これはかなり危険なことになると思うんです。

自分は絶対主犯格になることがないというふうに皆さん思われていると思いますが、例えば、自動車運転をして人をひき殺しましたということは誰にでも可能性としては多分ある。そういう状況で、自分は本当は悪くないのに、そんなに悪くないのに、周りの、道端で見ていた人たちとか同乗者の人とか、あるいは何かそれにかかわった人たち、例えば、飲酒運転じゃないのに、あいつは酒を飲んでいたとか、そういうふうにする人がもしかしたらいるかもしれない。

特に経済事犯というのは、言った言わないとい

うのが非常に大きなところで、私の事件なんかでいうと、堀江に指示されましたと自分が独自に判断してやりましたというのは、もう大きな違いなわけですよ。そういったことというのは、ほとんどのケースであり得ます。

私はよく言われました、ライブドアの事件のときは、ライブドアの社長なんだから責任をとりなさいと。それは、責任は、こういったことになつて上場廃止にもなったんだから責任はとるべきだというふうに私は思いますよ。

けれども、だからといって、では、指示していないことを指示したというふうには、それは、うそでしょうという話になるわけです。でも、要は、企業の代表者として責任をとらなきゃいけないよというところを明文化するといえますか、そういったのが多分司法取引なんだと僕なりに解釈しているんですよ。

トップとしての責任、部下がやったことに対してトップがとる責任、それは当然あると思います。だけれども、自分が計画をして、自分が部下に指示をして犯罪行為をやらせたということを、部下が、例えば、やっていないのに、そういうふうな指示をされていないのに指示をしたというふうに言ってしまうかねない制度なんですよ、これは。だから、ちよつとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

○階委員 これで質問は終わりますが、ぜひ、今回の司法取引、いいネーミングがありましたら教えていただければと思います。  
ありがとうございます。